

個人情報保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準

令和 5 年 4 月
埼玉県警察本部

はじめに

本審査基準は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき埼玉県警察本部長が行う処分について、準拠すべき法の解釈等を具体的に示したものである。法に基づく開示等の判断に当たっては、本審査基準により行うこととするが、その運用に当たっては、本審査基準を画一的に適用することなく、個々の請求ごとに保有個人情報の内容等に即して、かつ、法の規定の趣旨に沿って、個々具体的に判断する。

なお、本審査基準で示した具体例は、あくまで代表的な判断事例を掲げたものであり、該当する事例がここに掲げたものに限定されるものではない。

第1 開示決定等の審査基準

法第82条の規定に基づく開示又は不開示の決定（以下「開示決定等」という。）は、次により行う。

- 1 開示する旨の決定は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されていない場合
 - (2) 開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるとき。ただし、この場合には、不開示情報が記録されている部分を除いて開示する。
 - (3) 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、個人の権利利益を保護するため、特に開示する必要があると認めるとき。
- 2 開示しない旨の決定は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 開示請求に係る保有個人情報の全てが不開示情報に該当し、全て不開示とする場合（不開示情報に該当する部分を、それ以外の部分と容易に区分して除くことができない場合を含む。）
 - (2) 法第81条の規定により開示請求を拒否する場合
 - (3) 開示請求に係る保有個人情報を、埼玉県警察本部長において保有していない場合、法第124条第2項に該当する場合又は開示請求の対象が法第60条第1項に規定する保有個人情報に該当しない場合
 - (4) 開示請求の対象が、法第124条第1項に該当する場合又は他の法律における法の適用除外規定により、開示請求の対象外のものである場合
 - (5) 保有個人情報の特定が不十分である場合等、開示請求に形式的な不備がある場合
 - (6) 権利濫用に関する一般法理が適用される場合
- 3 前記1及び2の判断に当たっては、保有個人情報の該当性に関する判断は「第2 保有個人情報該当性の判断基準」に、開示請求に係る保有個人情報の不開示情報該当性の判断は「第3 不開示情報該当性の判断基準」に、部分開示に関する判断は「第4 部分開示に関する判断基準」に、裁量的開示に関する判断は「第5 裁量的開示に関する判断基準」に、保有個人情報の存否

を明らかにせず開示請求を拒否することに関する判断は「第6 保有個人情報の存否に関する情報についての判断基準」に、法第124条第1項の規定に基づく適用除外に関する判断は「第7 適用除外（法第124条第1項）に関する判断基準」に、権利濫用に該当するか否かの判断は「第8 権利濫用に関する審査基準」に、それぞれ基づき行う。

第2 保有個人情報該当性の判断基準

開示請求の対象が法第60条第1項に規定する保有個人情報に該当するか否かの判断は、次の基準により行う。

- 1 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるものをいう（法第2条第1項第1号及び第2号）。

「個人に関する情報」とは、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格及び私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報及び組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。

- 2 「行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した」とは、行政機関等の職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいう。
- 3 「組織的に利用する」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織の業務上必要な情報として利用することをいう。
- 4 「行政機関等が保有している」とは、行政機関等が当該個人情報について事実上支配している状態（当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している状態を意味する。）をいう。したがって、例えば、個人情報記録されている媒体を書庫等で保管し、又は倉庫業者等に保管させている場合は含まれるが、民間事業者が管理するデータベースを利用する場合は含まれない。
- 5 「行政文書等に記録されているものに限る」とは、保有個人情報文書、図画及び電磁的記録に記録されているものでなければならないことをいう。

したがって、職員が単に記憶しているにすぎないものは、保有個人情報には該当しない。

「文書、図画」とは、人の思想等を文字若しくは記号又は象形を用いて有体物に可視的状态で表現したものをいい、紙の文書のほか、図面、写真、これらを写したマイクロフィルム等が含まれる。

「電磁的記録」とは、電子計算機による情報処理の用に供されるいわゆる電子情報の記録に限られず、録音テープ、ビデオテープ等の内容の確認に再生用の専用機器を用いる必要のある記録も含まれる。また、電子計算機による情報処理のためのプログラムについても、電磁的記録に該

当する。

なお、「電磁的記録」には、ディスプレイに情報を表示するため一時的にメモリに蓄積される情報、ハードディスク上に一時的に生成されるテンポラリファイル等は含まれない。

- 6 「地方公共団体の機関の職員が組織的に用いるもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該行政機関等の組織において、業務上必要なものとして、利用又は保存されている状態のものを意味する。

したがって、①職員が単独で作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、組織としての利用を予定していないもの（自己研さんのための研究資料、備忘録等）、②職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用する正式文書と重複する当該文書の写し、③職員の個人的な検討段階に留まるもの（決裁文書を起案する前の職員による検討段階の文書、図画及び電磁的記録。ただし、担当職員が原案の検討過程で作成する文書、図画及び電磁的記録であっても、組織において業務上必要なものとして保存されているものは除く。）等は、「組織的に用いるもの」には該当しない。

作成又は取得された文書、図画及び電磁的記録が、組織的に用いるものに当たるか否かの判断は、①作成又は取得の状況（職員個人の便宜のためにのみ作成又は取得するものであるか否か、直接的又は間接的に当該行政機関等の管理監督者の指示等の関与があったものであるか否か）、②利用の状況（業務上必要なものとして、他の職員又は部外者に配布されたものであるか否か、他の職員がその職務上において利用しているものであるか否か）、③保存又は廃棄の状況（組織として管理している職員共用の保存場所で保存されているものであるか否か、専ら当該職員の判断で処理できる性質のものであるか否か）等を総合的に考慮して行う。

また、組織の共用文書としての実質を備えた状態になる時点については、当該組織における文書、図画及び電磁的記録の利用又は保存の実態により判断するものであるが、例えば、①決裁を要するものについては起案文書が作成され、回議に付された時点、②会議に提出した時点、③申請書等が行政機関等の事務所に到達した時点、④組織として管理している職員共用の保存場所に保存した時点等が挙げられる。

また、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものに記録されているものは、これらが行政文書等に該当しないため保有個人情報に該当しない。

第3 不開示情報該当性の判断基準

開示請求に係る行政文書等に記録されている個人情報の不開示情報該当性の判断は、次の基準により行う。

なお、当該判断は、開示決定等を行う時点における状況に基づき行うものとする。

- 1 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報（法第78条第1項第1号）

についての判断基準

本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報（法第78条第1項第1号）については、開示することにより引き起こす可能性がある深刻な問題の有無の検討を行い、具体的ケースに即して慎重に判断するものとする。

例えば、カルテの開示の場合、インフォームドコンセントの考え方から相当程度の病状等を開示することが考えられる場合がある一方で、患者の精神状態、病状の進行状態等から、開示が病状等の悪化をもたらすことが予見される場合もあり得る。また、児童虐待に関する児童による告発等の情報を、親権者が法定代理人として開示請求する場合が想定される。このような場合において、本人による虐待の告発等に関する情報を、児童本人の保有個人情報であることを理由として、一律に行政機関の長等を開示義務を課すことは合理性を欠くこととなる。

2 開示請求者以外の個人に関する情報（法第78条第1項第2号）についての判断基準

- (1) 開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの（法第78条第1項第2号本文）については、次のアからオまでを踏まえ、判断する。

ア 「個人に関する情報」には、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報は、法第78条第1項第3号の規定により判断する。

イ 「その他の記述等」とは、文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（法第2条第2項に規定する個人識別符号を除く。）をいう。

ウ 「特定の個人を識別することができる」とは、当該情報の本人である特定の個人が誰であるかを識別することができる場合をいう。

特定の個人を識別することができる情報は、通常、特定の個人を識別させる部分（個人の氏名等）とその他の部分（当該個人の行動の記録等）とから成り立っており、その全体が一つの不開示情報を構成するものである。ただし、法第79条第2項の規定により、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる場合には、当該部分以外の部分は法第78条第1項第2号の情報に含まれないものとみなして、法第79条第1項の規定（部分開示）を適用することに留意する。

厳密には特定の個人を識別することができる情報ではない場合であっても、特定の集団に属する者に関する情報を開示すると、当該集団に属する個々人に不利益を及ぼすおそれがある場合には、当該情報の性質、集団の性格、規模等により、個人の権利利益の十全な保護を図る観点から、個人識別性を認めるべき場合があり得ることに留意する。

エ 照合の対象となる「他の情報」には、その保有者が他の機関である場合のほか、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれ、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、通例は「他の情報」に含まれない。しかし、事案によっては、個人の権利利益を保護する観点からは、個人情報情報の取扱いに当たって、より慎重な判断が求められる場合があり、当該個人を識別するために実施可能と考えられる手段について、その手段を実施することができる人物が存在する可能性を視野に入れつつ、合理的な範囲で判断する。

オ 「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」には、匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連するなど、開示すれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものが該当する。

- (2) 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報（法第78条第1項第2号イ）については、次のアからウまでを踏まえ、判断する。

ア 「法令の規定」には、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定が含まれる。

イ 「慣行として開示請求者が知ることができる情報」には、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されているものが該当する。当該情報と同種の情報について、開示請求者が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り「慣行として」には当たらない。

ウ 「知ることが予定されている情報」には、実際には知らされていないが、将来的に知られることが予定されているものが該当する。

なお、「予定」とは将来知られることが具体的に決定していることは要しないが、当該情報の性質、利用目的等に照らして通例知られるべきものと考えられることをいう。

- (3) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（法第78条第1項第2号ロ）には、開示請求者以外の個人に関する情報であって、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回る場合が該当する。

なお、現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

- (4) 公務員等の職及び職務の遂行に係る情報（法第78条第1項第2号ハ）については、次のアからウまでを踏まえ、判断する。

ア 「公務員等」とは、広く公務遂行を担任する者を含むものであり、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わず、都道府県、国及び他の地方公共団体の職員のほか、知事、副知事、

県議会議員、国務大臣、国会議員、裁判官、市長、副市長等を含む。また、退職した者であっても、公務員等であった当時の情報については、当該規定は適用される。さらに、独立行政法人等及び地方独立行政法人の役員及び職員を含む。

イ 「職務の遂行に係る情報」には、公務員等が行政機関その他の国の機関、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人の一員として、その担当する職務を遂行する場合における当該活動についての情報が該当する。このうち、その職名と職務遂行の内容は、法第78条第1項第2号の不開示情報とはしないこととする。ただし、同号ハの規定は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とするものであるので、公務員等に関する情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は、「職務の遂行に係る情報」には含まれない。

ウ 公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、開示することにより、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、法第78条第1項第2号イに該当する場合には例外的に開示することとなる。人事異動の官報への掲載その他行政機関等により氏名を公表する慣行がある場合や、行政機関等により作成され、又は行政機関等が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職及び氏名が掲載されている場合には、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」場合に該当する。

3 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報（法第78条第1項第3号）についての判断基準

(1) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）に関する情報（法第78条第1項第3号本文）については、次のアからウまでを踏まえ、判断する。

ア 「法人その他の団体」には、株式会社等の会社、一般財団法人、一般社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人、法人ではないが権利能力なき社団等が該当する。

イ 「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織及び事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等、法人等と何らかの関連性を有する情報を意味する。

なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもあり、法第78条第1項第2号の該当性も検討する必要がある。

ウ 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であって、法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報に該当するか否か判断するものとする。

(2) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（法第78条第1項第3号ただし書）には、当該情報を不開示にすることによって保護される

法人等又は事業を営む個人の権利利益と、これを開示することにより保護される人の生命、健康等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回る場合が該当する。

なお、現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

- (3) 当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの（法第78条第1項第3号イ）については、次のアからエまでを踏まえ、判断する。

ア 「権利」には、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切が該当する。

イ 「競争上の地位」には、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位が該当する。

ウ 「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等、法人等又は事業を営む個人の運営上の地位が該当する。

エ 「害するおそれ」があるか否かの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に行う。

なお、この「おそれ」には、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性を必要とする。

- (4) 任意に提供された情報（法第78条第1項第3号ロ）については、次のアからオまでを踏まえ、判断する。ただし、開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっている場合及び同種の情報が既に開示されている事情がある場合には、不開示情報に該当しないものとする。

ア 「行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供された情報」には、行政機関等の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供申出があった情報であって、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件が提示され、行政機関等において合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合も該当する。

イ 「行政機関等の要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は該当しないが、行政機関の長等が報告徴収権限を有する場合であっても、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合が該当する。

ウ 「開示しない」には、法や埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）に基づく開示請求に対して開示しない場合が該当するだけでなく、第三者に対して当該情報を提供しない場合も該当する。

エ 「条件」は、次のいずれかに該当する場合をいう。

なお、これらは双方の合意により成立する。

- (7) 行政機関等の側から開示しないとの条件で情報の提供を申し入れる場合

(イ) 法人等又は事業を営む個人の側から行政機関等の要請により情報は提供するが、開示しないでほしいと申し出る場合

オ 「法人等又は個人における通例」には、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の見解が該当する。

4 公共の安全等に関する情報（法第78条第1項第5号）についての判断基準

公共の安全等に関する情報については、次の(1)から(9)までを踏まえ、判断する。

- (1) 「犯罪の予防」には、犯罪の発生を未然に防止することが該当する。したがって、県民の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に開示しても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報は、含まれない。
- (2) 「犯罪の鎮圧」には、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止すること及び犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることが該当する。
- (3) 「犯罪の捜査」には、捜査機関において犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することが該当する。
- (4) 「公訴の維持」には、提起された公訴（検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為をいう。）の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動が該当する。
- (5) 「刑の執行」には、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法（明治40年法律第45号）第1編第2章に規定された刑又は処分を具体的に実施することが該当するほか、保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行、過料、訴訟費用、費用賠償及び仮納付の各裁判の執行、恩赦など刑の執行に密接に関連するものも該当する。
- (6) 「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）以外の特別法により、臨検、搜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づくつきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの等が該当する。

また、開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報及び被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も該当する。一方、風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等、一般に開示しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政警察活動に関する情報については、法第78条第1項第5号ではなく、同

項第7号の事務又は事業に関する不開示情報の規定により、開示・不開示が判断されることになる。

- (7) 「おそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報」については、法第78条第1項第5号に該当する情報は、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められ、司法審査の場においては、裁判所が、同号の情報に該当するか否かについての行政機関の長又は地方公共団体の機関による第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かについて審理・判断するのが適当であり、このような規定振りとしているものである。

- (8) 法第78条第1項第5号に該当すると考えられる類型は、次のとおりである。

ア 現に捜査（暴力団員による不当な行為の防止等犯罪の予防・捜査に密接に関連する活動を含む。）中の事件に関する情報で、開示することにより当該捜査に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 公共の安全と秩序を侵害する行為を行うおそれがある団体等に対する情報収集活動に関する情報で、開示することにより当該活動に支障を生じるおそれがあるもの

ウ 開示することにより、犯罪の被害者、捜査の参考人、情報提供者等が特定され、その結果これらの人々の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある情報

エ 捜査の手法、技術、体制、方針等に関する情報で、開示することにより将来の捜査に支障を生じ、又は、将来の犯行を容易にするおそれのあるもの

オ 犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制、方針等に関する情報で、開示することにより将来の犯行を容易にし、又は、犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれがあるもの

カ 犯罪行為の手口、技術等に関する情報であって、開示することにより犯罪の実行を容易にするおそれのあるもの

キ 犯罪行為の対象となるおそれのある人、施設、システム等の行動予定、所在地、警備・保安体制、構造等に関する情報であって、開示することにより当該人、施設、システム等に対する犯罪行為を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれのあるもの

ク 被疑者・被告人の留置・勾留に関する情報であって、開示することにより被留置者の逃亡等留置・勾留業務に支障を及ぼすおそれのあるもの

- (9) 行政法規違反の捜査等に関する情報

風俗営業等の許認可、交通の規制、運転免許証の発給等の、開示しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政活動に係る情報は、原則として法第78条第1項第5号の対象にならないが、これらの行政法規に係る業務に関する情報がおよそ同号の対象から除外されるものではなく、風俗営業法違反事件、道路交通法違反事件等の行政法規違反の犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがある情報、これらの犯罪を容易にするおそれがある情報等は、該当する。

5 審議、検討等情報（法第78条第1項第6号）の判断基準

審議、検討等情報については、次の(1)から(6)までを踏まえ、判断する。

- (1) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「国の機関等」という。）の内部又は他の機関との相互間における審議、検討又は協議に関する情報には、次に掲げるものに関連して作成され、又は取得されたもの等が該当する。

ア 国の機関等の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程において、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議等

イ 国の機関等の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程において、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議及び打合せ並びに決裁を前提とした説明及び検討

ウ 審議会等又は行政機関等が開催する有識者等を交えた研究会等における審議及び検討

- (2) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」には、開示することにより外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合が該当する。
- (3) 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」には、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを開示することにより、誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合が該当する。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が公にされることによる国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。
- (4) 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」には、尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を開示することにより、不正な投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合が該当する。
- (5) 前記(2)から(4)までの「不当に」には、審議、検討等の途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものである場合が該当する。

なお、これに該当する否かの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示することによる利益とを比較衡量した上で行う。

- (6) 審議、検討等に関する情報については、国の機関等としての意思決定が行われた後であっても、次の場合には、該当するか否かの判断を行うこととする。

ア 当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部の構成要素である場合

イ 当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合

ウ 当該審議、検討等に関する情報が開示されると、国民の間に混乱を生じさせる場合及び将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合

6 事務又は事業に関する情報（法第78条第1項第7号）についての判断基準

事務又は事業に関する情報については、次の(1)から(8)までを踏まえ、判断する。

- (1) 国の機関等が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、開示することによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある事務又は事業に関する情報を事項的にすべて列挙することは技術的に困難であり、実益も乏しい。そのため、各行政機関等に共通的にみられる事務又は事業に関する情報であって、開示することによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを「次に掲げるおそれ」として法第78条第1項第7号イからトまでに例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定している。

- (2) 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（法第78条第1項第7号本文）

ア 「次に掲げるおそれ」として法第78条第1項第7号イからトまでに掲げたものは、各行政機関等に共通的にみられる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、開示することによって、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。これらの事務又は事業の外にも、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があり得る。

イ 「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれの有無を判断する趣旨である。

本規定は行政機関の長等の恣意的判断を許容する趣旨ではなく、各規定の要件の該当性は客観的に判断される必要があり、また、事務又は事業の根拠となる規定及び趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。

「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

- (3) 「地方公共団体の機関が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」（法第78条第1項第7号イ）

ア 「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持され

ている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられる。

イ 「国の安全が害されるおそれ」とは、これらの国の重大な利益に対する侵害のおそれ（当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。）をいう。

ウ 「他国若しくは国際機関」には、我が国が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの（各国の中央銀行等）、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織（アジア太平洋経済協力、国際刑事警察機構（ＩＣＰＯ）等）の事務局等を含む。

エ 他国若しくは国際機関（以下「他国等」という。）との「信頼関係が損なわれるおそれ」とは、他国等との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれをいう。例えば、開示することにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなるなど、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報が該当すると考えられる。

オ 「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」とは、他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望むような交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下するなどのおそれをいう。例えば、交渉（過去のものを含む。）に関する情報であって、開示することにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が採ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が該当すると考えられる。

(4) 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（法第78条第1項第7号ハ）

ア 「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行及び財産の状況の正否を調べることをいう。

イ 「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

ウ 「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。

エ 「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

オ 「租税」には、国税、地方税がある。「賦課」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいい、「徴収」とは、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取ることをいう。

カ 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しく

はその発見を困難にするおそれ」

監査等の事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。

これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反には至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。また、事後であっても、例えば、監査内容等の詳細についてこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは該当し得ると考えられる。

- (5) 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」（法第78条第1項第7号ニ）

ア 「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

イ 「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。

ウ 「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法に基づく審査請求その他の法令に基づく不服申立てがある。

エ 「国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」

国の機関等が一方の当事者となる前記アからウまでの契約等においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要がある、当事者としての利益を保護する必要がある。これらの契約等に関する情報の中には、例えば、用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。

- (6) 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」（法第78条第1項第7号ホ）

国の機関等が行う調査研究（ある事柄を調べ、真理を探究すること）の成果については、社会、国民等にあまねく還元することが原則であるが、成果を上げるためには、従事する職員が、その発想、創意工夫等を最大限に発揮できるようにすることも重要である。

調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く国民に提供

する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれのあるもの、②試行錯誤の段階の情報で、開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。

- (7) 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」（法第78条第1項第7号へ）

国の機関等が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関すること）に係る事務は、当該機関の組織としての維持の観点から行われ、一定の範囲で当該機関の自律性を有するものである。

人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評定や人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。

- (8) 「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」（法第78条第1項第7号ト）

独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関連する情報については、企業経営という事業の性質上、法第78条第1項第3号の法人等に関する情報と同様な考え方で、企業経営上の正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれがあるものを不開示とするものである。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要がある、情報の不開示の範囲は同号の法人等とは当然異なり、より狭いものとなる場合があり得る。

第4 部分開示に関する判断基準

開示請求に係る保有個人情報について、法第79条に基づき部分開示をすべき場合に該当するか否かの判断は、次の基準により行う。

- 1 「開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合」

開示請求について審査した結果、開示請求に係る保有個人情報に、不開示情報に該当する情報が含まれている場合を意味する。

法第78条第1項では、保有個人情報に全く不開示情報が含まれていない場合の開示義務を定めているが、法第79条第1項の規定により、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならないこととなる。

- 2 「容易に区分して除くことができるとき」

当該保有個人情報のどの部分が不開示情報に該当するかという区分けが困難な場合だけでなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も部分開示の義務がないことを明ら

かにしたものである。

「区分」とは、不開示情報に該当する部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、不開示情報に該当する部分を、当該部分の内容が分からないように墨塗り、被覆を行うなど、加工することにより、情報の内容を消滅させることをいう。

保有個人情報に含まれる不開示情報を除くことは、当該保有個人情報が文書に記録されている場合、文書の複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。一方、録音テープ、ビデオテープ、磁気ディスクに記録された保有個人情報については、区分して除くことの容易性が問題となる。例えば、複数の人の発言が同時に録音されているが、そのうちの一人から開示請求があった場合や、録画されている映像中に開示請求者以外の者が映っている場合などがあり得る。このような場合には、不開示情報を容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定することになる。

なお、電磁的記録に記録された保有個人情報については、紙に出力した上で、不開示情報を区分して除いて開示することも考えられる。電磁的記録をそのまま開示することを求められた場合は、不開示情報の部分のみを削除することの技術的可能性等を総合的に判断する必要がある。既存のプログラムでは行えない場合は、「容易に区分して除くことができるとき」に該当しない。

3 「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」

「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」とは、義務的に開示すべき範囲を定める趣旨である。

なお、部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかについては、法の目的に沿った合目的な裁量に委ねられている。すなわち、不開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ塗り潰すかなどの方法の選択は、不開示情報を開示した結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断することとなる。その結果、観念的には一まとまりの不開示情報を構成する一部が開示されることになるとしても、実質的に不開示情報が開示されたと認められないのであれば、不開示義務に反するものではない。

4 開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報又は個人識別符号が含まれる情報が記録されている場合について（第2項）

- (1) 開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報又は個人識別符号が含まれる情報について、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、残りの部分を開示しても開示請求者以外の個人の権利利益の保護の観点から支障が生じないと認められるときは、当該残りの部分については、法第78条第1項第2号に規定する不開示情報には該当しないものとして取り扱う。

したがって、当該部分は、他の不開示情報の規定に該当しない限り、法第79条第1項の規定により開示することになる。ただし、法第79条第1項の規定を適用するに当たっては、容易に

区分して除くことができるか否かが要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合は、当該個人に関する情報は全体として不開示とする。「開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る」としているのは、「特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（法第78条第1項第2号の後半部分）については、特定の個人を識別することとなる記述等の部分を除くことにはならないためである。

(2) 開示請求者以外の特定の個人を識別させる要素を除去し誰の情報であるかが分からなくなっても、開示することが不適當であると認められる場合もあることに留意する。例えば、作文などの個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未公表の論文等開示すると個人の権利利益を害するおそれのあるものは不開示とする。

(3) 法第79条第2項の規定により、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、法第78条第1項第2号に規定する不開示情報ではないものとして取り扱われることとなり、法第79条第1項の部分開示の規定が適用される。このため、他の不開示情報の規定に該当しない限り、当該部分は開示されることになる。

また、法第79条第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるか否かが要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合は、当該個人に関する情報は全体として不開示となる。

第5 裁量的開示に関する判断基準

法第80条に基づく裁量的開示に関する判断は、法第78条の規定が適用され不開示となる場合であっても、なお開示する必要性があると認められる場合に行う。

第6 保有個人情報の存否に関する情報についての判断基準

行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報が存在していれば、開示決定等を行い、存在していなければ不開示決定を行うことになる。したがって、保有個人情報の不存在を理由とする不開示決定の場合以外の決定では、原則として保有個人情報の存在が前提となっている。

しかしながら、開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにするだけで、法第78条第1項各号の不開示情報を開示することとなる場合があり、この場合には、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できることとしている。

1 「開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」

「開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る保有個人情報が実際にあるかないかにかかわらず、開示

請求された保有個人情報の存否について回答すれば、開示請求に含まれる情報が結合することにより、実質的に不開示情報を開示することとなる場合をいう。例えば、本人以外の者が行った行政相談に関する情報について、本人から開示請求があった場合、犯罪の容疑者等特定の個人を対象とした内偵捜査に関する情報について、本人から開示請求があった場合等が考えられる。

2 「当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」

保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定も、申請に対する処分であることから、行政手続法（平成5年法律第88号）第8条に基づき処分の理由を示す必要がある。

提示すべき理由の程度としては、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であると考えられる。また、個別具体的な理由提示の程度については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった保有個人情報の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかをできる限り具体的に提示することになる。

また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、例えば、保有個人情報が存在しない場合に不存在と答えて、保有個人情報が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該保有個人情報の存在を類推させることになる。

第7 適用除外（法第124条第1項）に関する判断基準

- 1 刑事事件に係る裁判、刑の執行等に係る保有個人情報を法第5章第4節の適用除外としたのは、これらの保有個人情報は、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を含んでおり、開示請求等の対象とすると、前科等が明らかになる危険性があるなど、逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で留置施設や矯正施設に収容されたことのある者等の社会復帰及び更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるからである。例えば、雇用主が、採用予定者の前科の有無やその内容を確認する目的で、採用予定者本人に開示請求させる場合などが想定される。
- 2 少年の保護事件に係る裁判、保護処分の執行等に係る保有個人情報は、少年の前歴を示す情報を含んでおり、成人の前科等の情報と同様に開示の適用除外とする必要性が高いことから、法第5章第4節の適用除外として明記している。
- 3 「更生緊急保護」とは、更生保護法（平成19年法律第88号）第85条第1項の規定に基づき、同項各号に掲げる者が刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後、親族、縁故者等からの援助若しくは公共の衛生福祉その他の施設からの保護を受けられない場合、又はこれらの援助や保護だけでは更生できないと認められる場合に、本人の申出に基づき、国の責任によって応急的に行う宿泊所の供与等の保護措置をいう。

更生緊急保護の対象者の範囲は前科を有する者等に限られており、更生緊急保護に係る保有個人情報は、前科等が明らかになるものであることから、適用除外としたものである。

- 4 「恩赦」は、行政権の作用により裁判の内容を変更し、その効力を変更し若しくは消滅させ、

又は国家刑罰権を消滅させるものであり、このため、本人の前科等に関する情報を当然含んでいる（恩赦には、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権がある。）。

恩赦の対象者の範囲は前科を有する者等に限られており、「恩赦に係る保有個人情報」は、前科等が明らかとなるものであることから、適用除外としたものである。

5 刑の執行等に係る保有個人情報の中には、刑の執行等を受けた者以外の個人情報も含まれる可能性はあるが、法第124条第1項の趣旨を踏まえれば、適用除外とする範囲は、「当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るもの」に限られている。

6 刑事訴訟法第53条の2第2項の規定により、「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」については、法第5章第4節の規定は適用されないこととされている。この趣旨は、刑事訴訟に関する文書については、文書の公開・非公開の取扱い等が当該制度内で体系的に整備されていることから、文書に記録されている保有個人情報についても、刑事訴訟法等の制度にゆだねることとしたものと解される。

刑事訴訟法第53条の2の「訴訟に関する書類」とは、同法第47条の「訴訟に関する書類」と同一であり、被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類をいい、意思表示的文書及び報告的文書のいずれも含まれる。また、裁判所（裁判官）の保管している書類に限らず、検察官、司法警察職員、弁護士その他の第三者の保管しているものも含まれる。

なお、いまだ送致・送付を行っていない書類に記録されている保有個人情報についても、法第5章第4節の適用除外であると解される。

第8 権利濫用に関する審査基準

権利濫用に該当するか否かの判断は、開示請求の態様、開示請求に応じた場合の行政機関等の業務への支障及び県民一般の被る不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断する。

行政機関等の事務を混乱又は停滞させることを目的とする等、開示請求権の本来の目的を著しく逸脱する開示請求は、権利の濫用に当たるものとする。

第9 訂正決定等の審査基準

法第93条の規定に基づく訂正をする旨又は訂正をしない旨の決定は、次の基準により行う。

- 1 訂正請求の対象は、「事実」とし、評価・判断には及ばないものとする。ただし、評価した行為の有無、評価に用いられたデータ等は事実に該当する。
- 2 訂正をする旨の決定（法第93条第1項）は、調査等の結果、訂正請求に係る保有個人情報が事実でないことが判明し、当該請求に理由があると認める場合に行う。この場合の訂正は、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で行う。

なお、請求内容に理由があるか否かを判断するために行う調査は、保有個人情報の利用目的の達成の範囲内で行えば足り、訂正をすることが利用目的の達成に必要なでないことが明らかな場合は、特段の調査を行う必要はない。例えば、過去の事実を記録することが利用目的であるものについて現在の事実に基づいて訂正することを請求するような場合が考えられる。

3 訂正しない旨の決定（法第93条第2項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 保有個人情報の訂正に関して法以外の法律の規定により特別の手続が定められている場合
- (2) 法第90条第1項各号に規定する保有個人情報に係る訂正請求でない場合
- (3) 保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行われた訂正請求でない場合
- (4) 訂正請求書に法第91条第1項各号に規定する事項の記載の不備がある場合又は同条第2項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（代理人による訂正請求にあつては、当該訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること。）を示す書類に不備がある場合
- (5) 訂正請求に係る保有個人情報について、調査等の結果、事実関係が明らかにならなかった場合（事実関係が明らかにならなかった場合は、その旨を追記する等の適切な措置を講じておくことが適当な場合もあり得る。）
- (6) 訂正をすることが、当該保有個人情報の利用目的の範囲を超える場合
- (7) 調査等の結果判明した事実が、請求時点において実際に記録されていた内容とも、請求の内容とも異なることが判明した場合（必要がある場合には、判明した事実に基づいて、職権により訂正を行う。）

第10 利用停止決定等の審査基準

法第101条の規定に基づく利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、次の基準により行う。

1 利用停止をする旨の決定（法第101条第1項）は、請求に係る保有個人情報が次のいずれかに該当し、当該請求に理由があると認める場合に行う。

なお、利用停止は、利用停止請求に係る保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で行うものとし、例えば、当該保有個人情報について、その全ての利用が違反していれば全ての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行うものとする。

また、例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から保有個人情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足り、当該保有個人情報を消去するまでの必要はない。

(1) 法第61条第2項の規定に違反して保有されている場合

「第61条第2項の規定に違反して保有されているとき」（法第98条第1項第1号）とは、一度特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有している場合をいう。

また、法第61条第3項に違反して、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認め

られる範囲を超えて、利用目的の変更を行っている場合も含まれる。

(2) 法第63条の規定に違反して取り扱われている場合

「第63条の規定に違反して取り扱われているとき」（法第98条第1項第1号）とは、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用されている場合等をいう。

「違法又は不当な行為」とは、法その他の法令に違反する行為及び直ちに違法とはいえないものの、法その他の法令の制度趣旨又は公序良俗に反する等、社会通念上適正とは認められない行為をいう。

「おそれ」の有無は、行政機関の長等による個人情報の利用が、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発することについて、社会通念上蓋然性が認められるか否かにより判断される。この判断に当たっては、個人情報の利用方法等の客観的な事情に加えて、個人情報の利用時点における行政機関等の認識及び予見可能性も踏まえる必要がある。

違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用する具体例としては、正当な理由なく本人に対する違法な差別的取扱いを行うために個人情報を利用する場合等が考えられる。

(3) 法第64条の規定に違反して取得されたものである場合

「第64条の規定に違反して取得されたものであるとき」（法第98条第1項第1号）とは、偽りその他不正の手段により個人情報を取得している場合であり、具体例としては、暴行、脅迫等の手段により取得した場合、個人情報の取得について定めた個別法規に違反して取得した場合等が考えられる。

(4) 法第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されている場合

「第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき」（法第98条第1項第1号）とは、法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を利用している場合をいう。

(5) 保有個人情報が法第69条第1項及び第2項の規定に違反して提供されている場合

「第69条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき」（法第98条第1項第2号）とは、法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を提供している場合をいう。

(6) 保有個人情報が法第71条第1項の規定に違反して提供されている場合

「第71条第1項の規定に違反して提供されているとき」（法第98条第1項第2号）とは、法第71条第1項の規定に違反して、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供されている場合をいう。

2 利用停止しない旨の決定（法第101条第2項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。

(1) 保有個人情報の利用停止に関して法以外の法律の規定により特別の手續が定められている場合

- (2) 法第90条第1項各号に規定する保有個人情報に係る利用停止請求ではない場合
- (3) 保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行われた利用停止請求ではない場合
- (4) 利用停止請求書に法第99条第1項各号に規定する事項の記載の不備がある場合又は同条第2項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（代理人による利用停止請求にあつては、当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること。）を示す書類に不備がある場合
- (5) 利用停止請求に理由があると認められない場合
- (6) 利用停止することにより当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合